雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第百十八条の三第四項」を「第百十八条の三第二項」に、「第四号ロ」を「第五号リ」に改め、「被保険者（」の下に「第百十八条の二第十二項第一号ハを除き、」を加える。

第三十一条第三項中「法第二十条第一項に規定する者に該当するに至つた日の翌日から起算して一箇月以内」を「法第二十条第一項に規定する者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の同項第一号に規定する基準日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）に改める。

第八十八条第一項第二号中「その線路ごとに、その線路の距離が百キロメートル以上である場合」を「職業安定局長が定める条件に該当する場合」に改める。

第百一条の二の五第一項中「当該者に該当するに至つた日の翌日から起算して一箇月以内」を「当該者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の一般被保険者（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。）、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下同じ。）又は高年齢被保険者でなくなつた日から起算して四年を経過する日までの間（この項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

第百一条の二の七第三号中「（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。）、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第百二条の三第五項中「通年雇用奨励金」を「通年雇用助成金」に改める。

第百二条の五第一項を次のように改める。

労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金、早期雇入れ支援コース奨励金、人材育成支援コース奨励金、移籍人材育成コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。

第百二条の五第二項中「再就職支援奨励金」を「再就職支援コース奨励金」に改め、同項第一号イ(2)中「第八項」を「第十二項第一号イ」に、「第六項まで」を「第十項まで」に改め、同項第二号イ(2)中「第六項まで」を「第十項まで」に改め、同条第十項中「第八項第一号イ又は第二号イ」を「第十二項第一号イ」に、「キャリア希望実現支援助成金」を「移籍人材育成支援コース奨励金」に、「第一号又は第二号に」を「第十二項第一号イからチまで（同号ホを除く。）のいずれにも」に、「第八項第三号」を「同項第二号（第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第十五項とし、同条に次の一項を加える。

16　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（以下この項において「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。以下この項において同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この項において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れる者に新規学卒者等と同一の雇用管理制度（募集及び採用を除く。）を適用する事業主であること。

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この項において「中途採用計画期間」という。）の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間において雇い入れた者に占める中途採用により雇い入れた者の割合（以下この項において「中途採用率」という。）が二分の一未満の割合である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該中途採用計画期間における中途採用率を当該中途採用計画の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間における中途採用率で除して得た率に係る目標であつて、職業安定局長が定めるものを達成したもの（当該中途採用計画期間に中途採用計画に基づき、中途採用により二人以上の者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　中途採用計画期間の初日の前日までに、雇入れ日において四十五歳以上の中途採用者を雇い入れたことがない事業主であつて、中途採用計画期間に中途採用計画に基づき、雇入れ日において四十五歳以上の者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れたものであること。

ハ　事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省職業能力開発局長（以下「職業能力開発局長」という。）及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（以下「雇用均等・児童家庭局長」という。）が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロ(2)の雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　中途採用計画を都道府県労働局長に提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する中途採用拡大コース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（へにおいて「基準期間」という。）において、ロ(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ヘ　ロ(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該中途採用計画期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト　ロの措置の実施の状況を明らかにする書類並びにロ(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。）　五十万円

ロ　前号ロ(2)(ii)に該当する事業主　六十万円

第百二条の五第九項中「前項第二号」を「第十二項第一号」に、「キャリア希望実現支援助成金」を「移籍人材育成支援コース奨励金」に改め、「（同項第三号ロに定める額に限る。）」及び「（第二号及び第三号ロに係る部分に限る。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「キャリア希望実現支援助成金」を「移籍人材育成支援コース奨励金」に改め、「又は第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号イ中「被保険者」の下に「（短期雇用特例被保険者等を除く。）」を加え、「移籍出向により」を「移籍出向（離職前に雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがない者として、失業することなく他の事業主に雇い入れられることをいう。）により期間の定めのない労働契約を締結する労働者として」に改め、同号へ中「この号の規定によるものに限る。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　次のイからハまでに定める額の合計額

イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、前号イの雇入れに係る者一人につき、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、四十万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、三十万円）